



Empowered JAPAN 緊急ウェブセミナー

Empowered JAPAN 実行委員会はテレワークをはじめとする働き方改革や学び直しを通した「いつでもどこでも誰でも、働き、学べる世の中へ」をコンセプトに、2018年に発足しました。東京圏および地方都市におけるテレワーク啓蒙イベントをはじめ、多くの自治体や協力会社と共に企業・個人向けテレワーク研修を実施してきました。この度のコロナウイルス感染拡大と2020年2月25日の政府基本方針に含まれた「テレワーク推奨」の呼びかけを受け、全国の組織や個人がテレワークを早期に実施するため、実践的な情報をお伝えするための緊急ウェブセミナーを2020年3月17日より連続的に無料開催しています。

カテゴリ：制度(労務管理、補助金、社内ルール・マニュアル)

開催日時：2020年3月20日

講師：

行政書士 (AZ(アズ)行政書士事務所)
福田 有紀氏



AZ行政書士事務所



乳がん闘病後に行政書士の資格を取得し、東京都で起業コンサルタントとして経験を積んだ後、AZ行政書士事務所を開設。主に創業支援を中心に、年間の相談件数は100件にのぼる。資金調達支援を得意としており、補助金・助成金申請についても、適した補助金の選定から実績報告までトータル的にコンサルティングを行っている。流山市「創業スクール」講師、商工会議所主催「創業塾」相談員、ミラサポ専門家派遣登録専門家（中小企業庁）等。

テレワークの補助金申請の具体的方法

在宅勤務が強く求められている情勢下、テレワークの導入や拡充に行政からの資金援助が欲しいと思う企業は少なくないはず。起業コンサルタントでもある行政書士の福田氏は、顧客企業に適した資金調達を提案し、特に補助金・助成金の場合は、行政への申請手続きから実績報告業務までをトータルでサポートして来ました。年間100件を超える相談実績があります。

補助金は返済義務がないのが大きな魅力です。それだけに、申請から採択、実施、報告、支払（支給）までに注意すべき点があります。「コロナ対策や働き方改革でテレワーク向けの補助金がたくさん出て来ています。ぜひ活用して、テレワーク推進に役立ててほしい」と強調する福田氏が、今すぐ活用できる2つの助成金制度を紹介し、申請する際に知っておきたいポイントをお伝えします。

まずは、助成金に関する一般的な注意点から。福田氏によれば、すべての助成金には「助成金上限」と「助成率」が定められています。「例えば、今回ご紹介する厚生労働省の時間外労働等改善助成金は、助成金上限が100万円で助成率が1/2です。つまり、テレワークの取り組み費用が200万円かかったとしても、助成率1/2のため半額の100万円までしか支給されません。一方、300万円かかったとして補助率1/2であれば150万ですが、上限額の100万円までしか助成されないので注意してください」（福田氏）

もう1つの注意点は、補助金・助成金は後払いであること。申請をして交付が決定してもすぐには支給されません。助成対象となる取り組みをした後で実施報告をし、審査を経てからの支給になります。「費用を自社で先払いできるのかを検討」（福田氏）しておくことが必須です。

IV.まとめ	経団連等労働者派遣事業の臨時特例に関する法律(労働者派遣法)第10条第1項第2号の2(労働者派遣事業者に対する助成金)	事業継続緊急対策補助金(テレワーク助成金)実施要綱
	助成金名	(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース) 厚生労働省/全国
申請期間	2020年3月20日まで	2022年3月12日まで
助成対象期間	2020年2月17日～2020年3月31日	実施要綱(通知)は2020年3月30日まで
助成金上限(助成率)	100万円(1/2)	250万円(1/3)
対象事業者	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを導入している中小企業・小規模事業者(法人・個人事業者)も対象。また、労働者派遣事業者の2000人以下の中小企業事業者であること。	業種別による登録業種が所定(899)以下で、中小企業又は小規模事業者(中小企業)に該当し、かつ2020年度(令和2年度)の売上高が前年度(令和1年度)に比べて1割以上減少している事業者(後者あり)
対象となる費用の内	・テレワーク用通信設備の導入・変更 ・就業時間外労働等に対する対策 ・労務管理に関する研修、雇用・労務 ・外部専門家によるコンサルティング等 ・その他、かつ、3月31日の個人費用は対象外	・補助金の導入費 ・補助金の管理・報告 ・労務管理等の労務管理費用 ・個人事業者の個人経理費用 ・補助金のリース料 ・クラウドサービス等ツール利用料 等

Empowered JAPAN 実行委員会 緊急ウェブセミナー 講演レポート

では、1 つ目の時間外労働等改善助成金をご紹介します。福田氏によれば、テレワークをこれから導入したい会社、いわば初心者向けの助成金です。

「外部専門家によるコンサルティングや就業規則・労使協定の作成に関する費用も対象になっているからです。自社にテレワークを導入する際の問題点や方法がまだ不透明な会社に適していると思います」（福田氏）

一方で、パソコンやタブレット、スマートフォンの購入費用は対象外。助成金には「必要性」と「専用性」という判断基準があり、パソコンなどの機器は、他の用途にも使えるため「専用性」が認められにくいものだからです。（※4月28日に助成対象が見直され、パソコンやルーター等のレンタル・リースの費用が対象となりました）

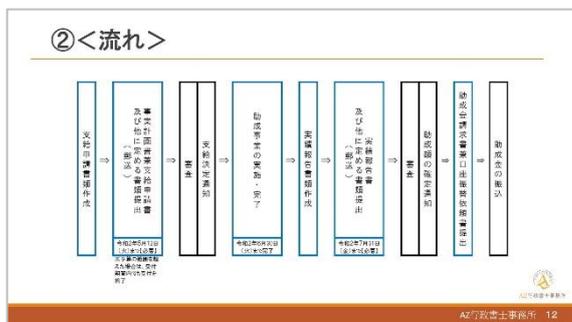
「シンクライアント端末などは、認められることもあります。機器に関しては、申請書にシステム構築図を記入し、『ここにしか使わない』機器だと目に見える形で専用性をアピールするといいでしょ」（福田氏）

福田氏によれば、この時間外労働等改善助成金は、テレワークの取り組みを2月17日まで遡って助成対象期間とする珍しい制度。つまり、4月に申請する場合でも、2月17日以降にテレワークの取り組みにかかった支払い済みの費用も、対象経費として申請が可能です。納品書や領収書はきちんと保管しておきましょう。



2 つ目は、東京都の事業継続緊急対策助成金。福田氏によれば中級者向けとも言え、新規でテレワークを導入する企業はもちろん、すでにテレワークの準備や実績があり、「新たに10人の社員をテレワーク対象者に追加したい」といったテレワークを拡充したい企業にも適しています。

この助成金は、パソコンやスマートフォンの費用、クラウドサービスなどの利用料も幅広く対象としています。注目すべきは、「10/10」の助成率。つまり、上限の250万円までを全額助成してもらえる可能性があります。



「自己負担ゼロはとてありがたいです。ただし、助成対象となる経費は、支給決定通知日以降に発注や契約を行ったもので、かつ6月30日までに納品・支払いまでが完了するもののみです。都は2億5千万円の予算を想定していますが、予算を超えた場合には5月12日までの受付期間内でも終了するそうです。ぜひ早めに申請を検討してください」（福田氏）

ただし、助成金上限も助成率も高いこのような助成金は当然ながら審査が厳しくなります。福田氏は、「助成金の金額ではなく、自社の状態を見極めて適した助成金を選ぶこと」が重要だと説きます。

「本当は100万円ですら足りるのに、必要のない経費を寄せ集めて250万円に近づけたりすると申請書類が怪しいものになってしまいます」（福田氏）

なお、事業継続緊急対策助成金は東京都の事業であり、都内に本社もしくは事業所がある企業だけが対象です。ただし、東京都が行った事業は全国の各自治体に広がるが多いため、今後の情報収集は欠かせません。福田氏によれば、補助金・助成金を探すためにお勧めなのは中小企業庁が運営する「ミラサポ」というサイトです。地域や分野ごとに活用可能な補助金を検索できます。（※4月1日よりミラサポ plus に変更）「テレワークなどの言葉で条件を絞って検索できますし、タイムリーで正確な情報を得られます」（福田氏）

最後に、書類作成時のコツを福田氏が紹介しました。何より役立つのは、各助成金のホームページなどに必ず掲載されている記入例やマニュアルです。「実績報告の記入例を先に読んでおくことで助成金の全体像が把握できます。実績報告書の内容は申請書とも密接にリンクしているので参考になるはず」（福田氏）

福田氏によれば、助成金は2つ同時に申請することも可能です。例えば、テレワークの導入に関するコンサルティング費用を時間外労働等改善助成金で支援してもらい、機器類を事業継続緊急対策助成金で賄うことも不可能ではありません。ただし、同じ経費を併給することは出来ませんので、その点ご注意ください。また、申請には書類準備などの手間がかかり、2つの助成金は申請期間が重なっています。自社に必要な助成金に絞り、的確な書類を迅速に作成し、早めに申請するのが現実的でしょう。